

## 告 示

### 埼玉県告示第千四十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第六百三十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目五千七百五十三番三の一部、五千七百七十九番の一部、五千七百八十三番の一部、五千七百八十三番の一部、五千七百八十四番の一部及び五千七百八十五番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物
- 三 講じられた指示措置等  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図

**起点**  
 起点は埼玉県東松山市箭弓町3丁目3626番8に位置する解体予定建屋211棟の最北端とする。  
 (座標位置: N36° 02.309, E139° 23.769)

格子の回転角度: 70.5°

凡例

- 敷地境界
- ..... 地番境界
- 要措置区域の指定を解除する区画
- 〰 要措置区域の指定を解除する区画 (トリクロロエチレンについてのみ)

